

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

求 釈 明 申 立 書

2017(平成28)年2月17日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘
同 弁護士	李	博	
同 弁護士	後	藤	富
同 弁護士	中	原	昌
同 弁護士	安	元	隆
同 弁護士	江	上	裕
同 弁護士	川	上	武
同 弁護士	祖	父	江 弘
同 弁護士	金		敏
同 弁護士	池		上
同 弁護士	服	部	貴
同 弁護士	柴	田	裕
同 弁護士	石	井	衆
同 弁護士	清	田	美
同 弁護士	尾	崎	英
同 弁護士	朴		憲

他49名



原告らは、被告に対し、以下のとおり釈明を求める。

第1 求釈明事項

- 1 乙72号証中、「決済・供覧欄」に署名または押印のある者の「氏名」
- 2 乙73号証中、「決済・供覧欄」に署名または押印のある者の「氏名」

第2 理由

- 1 被告は、原告らの2016年7月27日付「開示及び釈明請求書」に対して、乙72号証及び73号証を提出した。
- 2 原告らは準備書面(20)において、被告による八号削除及び本件不指定処分は政治外交目的によって行われたことが、乙72号証及び73号証から明らかであると主張した。
- 3 本件は、原告ら及び被告の主張が整理され、近いうちに人証手続に進むことになるが、原告らにおいては、被告による八号削除及び本件不指定処分が政治外交目的によるものであることを明らかにしたいと考えている。
そのためには、乙72号証及び73号証の「決済・供覧者」に対する証人尋問が必須である。
- 4 ついては、原告らにおいて、乙72号証及び73号証の「決済・供覧者」のうち、どの者に対する尋問が適切であるのか検討するため、被告においては、乙72号証及び73号証中、「決済・供覧欄」に署名または押印のある者の「氏名」を明らかにされたい。

以上